まえがき

医師・歯科医師・薬剤師調査によると診療所医師の平均年齢は58.7歳であり、そのうち70歳以上の医師数は約2万人(全体の20%)に達します。今後、開業医をはじめ医師・歯科医師の高齢化はさらに進んでいくと考えられています。

そのような状況下、平成27年1月1日以後の相続税については、基礎控除の4割縮小や最高税率の引上げ等による増税が実施されています。同改正は、富裕層に対する増税ばかりではなく、課税対象者の拡大が特徴であり、相続税に対する多くの関心が寄せられております。また、平成26年10月1日に施行された改正医療法で、持分なし医療法人への円滑な移行を促進するための「認定医療法人制度」が創設されるとともに、その税制措置として「医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度」が創設されました。医業特有の相続・事業承継問題も複雑となり、医師・歯科医師やそのご家族の皆さまの関心は今後ますます高まることでしょう。

このような状況を踏まえ、このたび、MMPG(メディカル・マネジメント・プランニング・グループ)会員の執筆により発行した「医師・歯科医師のための相続と事業承継の実務ポイント(平成22年発行、平成25年改訂)」の改訂版を発行する運びとなりました。

MMPGは医療・福祉界の健全発展に貢献することを目的として、名誉理事長である故川原邦彦が昭和60年に創設したわが国最大級の医業経営コンサルタントのグループです。全国100を超える医業に特化した会計事務所によって、診療報酬データベースの構築や密接な情報交換・事例共有を行うとともに、年間300時間を超える研究・研修活動を行っています。それらが医療機関の経営基盤強化に直接役立つ高品質なサービス提供を可能にしており、医療・福祉・介護の現場から高い評価を頂いております。また、MMPG会員は医師・歯科医師の相続・事業承継案件も数多く経験しており、そこから培われたノウハウも多数あります。本冊子は、これらノウハウも含めて相続・事業承継の基礎的な項目から相続税・贈与税の計算までを網羅し、わかり易く解説しています。

本冊子が相続・事業承継をお考えの医療機関経営者の方々のお役に立てれば幸いです。

メディカル・マネジメント・プランニング・グループ 会員一同

目 次

一相続税と贈与税の基礎知識―

第1章	相続の基礎知識
Q1-1	(相続人の範囲と相続分、代襲相続)2
Q1-2	遺言の種類 4
Q1-3	遺留分とは5
Q1-4	遺産はどのように分けるか6
第2章	相続税の基礎知識
Q2-1	相続税の仕組み7
Q2-2	相続税が課税される財産と
	課税されない財産8
Q2-3	相続税の概算10
Q2-4	相続開始後のスケジュール (死亡届・放棄・申告)11
第3章	贈与税の基礎知識
Q3-1	暦年課税による贈与税の計算13
Q3-2	配偶者に対する贈与の特例措置を
	有効に利用するには14
Q3-3	相続時精算課税の概要と留意点 16
Q3-4	住宅取得資金贈与17
Q3-5	教育資金一括贈与18
Q3-6	結婚・子育て資金一括贈与20
Q3-7	贈与対策の留意点21

一医療機関の相続と事業承継一

第	4章	個人	、開業医の	相続る	と事業承継

Q4-1	個人開業医の相続と事業承継の 選択肢23
Q4-2	個人開業医の相続と事業承継の課題
	25
Q4-3	基金拠出型医療法人の設立26
Q4-4	個人開業医の事業承継の手続き 27
第5章	医療法人の相続と事業承継
Q5-1	医療法人の相続・事業承継の概要 30
Q5-2	医療法人の出資(持分)の評価 32
Q5-3	持分あり医療法人の事業承継33
Q5-4	持分あり医療法人から
	持分なし医療法人へ移行する場合 …34
Q5-5	認定医療法人制度の概要35
Q5-6	医療法人の事業承継の手続き39

一相続税と贈与税の基礎知識―

第1章

相続の基礎知識

Q1-1 相続人は誰がなる(相続人の範囲と相続分、代襲相続)

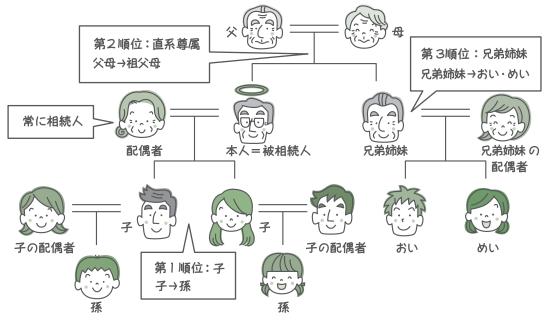
○ 相続人には誰がなるのでしょうか?

A

民法に定める相続人の範囲を「法定相続人」といい、民法に定められた相続分のことを「法定相続分」といいます。

法定相続人や法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

1. 法定相続人



(1) 配偶者相続人

被相続人の配偶者は血族相続人の有無に関わらず、常に相続人になります。配偶者は、法律上の婚姻をしている者をいい、内縁関係にある者は含まれません。

(2) 血族相続人

血族相続人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

① 第1順位:子

被相続人に子がいる場合は、まず子と配偶者が相続人になります。たとえ直系 尊属や兄弟姉妹がいたとしても、子と配偶者だけが相続人になります。ただし、 子が亡くなっている場合は、孫が相続人になります。

② 第2順位:直系尊属(父母や祖父母など)

被相続人に子がいない場合は、父母と配偶者が相続人になります。たとえ兄弟姉妹がいたとしても、父母と配偶者だけが相続人となります。ただし、父母が亡くなっている場合は、祖父母が相続人となります。

③ 第3順位:兄弟姉妹

被相続人に子も、直系尊属もいない場合は、兄弟姉妹と配偶者が相続人になります。ただし、兄弟姉妹が亡くなっている場合は、おい・めいが相続人となります。

2. 法定相続分

民法上定められた法定相続人の相続割合は、次のとおりです。この相続分は、相続人の間で遺産分割の話し合いをするときの目安となりますが、このとおりに分けなくても問題ありません。

相続順位	法定相続人	法定相続分	
第1順位	子 (全員の合計)	1/2	
第 1順位	配偶者	1/2	
第2順位	直系尊属 (全員の合計)	1/3	
第2順位	配偶者	2/3	
笠 2 順合	兄弟姉妹 (全員の合計)	1/4	
第3順位	配偶者	3/4	

3. 代襲相続

相続人が被相続人より先に死亡している場合や欠格、廃除となった場合は、その相続人の代わりに相続する権利を引き継ぎます。これを代襲相続といい、代襲相続により相続する者を代襲相続人といいます。代襲相続は、第1順位の子のケースと第3順位の兄弟姉妹の2つのケースがあり、第2順位の直系尊属に代襲相続はありません。また、第3順位の兄弟姉妹の代襲相続は1回に限り認められています。

第2章

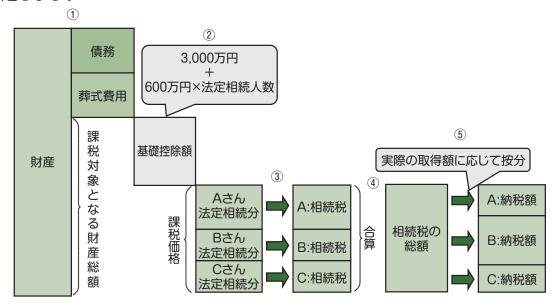
相続税の基礎知識

Q2-1 相続税の仕組み

相続税はどのように計算するのでしょうか?

▲ 下記の図の通り、次のようなステップにより算定します。

- ① まずは財産から債務と葬式費用を控除します。これが課税対象となる財産総額となります。
- ② さらにこの課税対象となる財産総額から基礎控除額を差し引きます。
- ③ これらを差し引いた残額を各法定相続人が法定相続分に応じて取得したものとみなして、それぞれ税率表により、それぞれ相続税の額を計算します。
- 4) それぞれの税額を合算します。
- ⑤ ④の合算税額について、実際に相続した財産の金額に応じた各人の相続税額を算定します。



課税	価格	税率	控除額
超	以下	/元 学	1年1次65
_	1,000万円	10%	
1,000万円	3,000万円	15%	50万円
3,000万円	5,000万円	20%	200万円
5,000万円	1 億円	30%	700万円
1 億円	2 億円	40%	1,700万円
2億円	3 億円	45%	2,700万円
3億円	6 億円	50%	4,200万円
6 億円	_	55%	7,200万円

Q2-2 相続税が課税される財産と課税されない財産

相続税が課税される財産と課税されない財産とはどのようなものでしょうか?

▲ 相続税とは人の死により、その死亡者(被相続人)の財産を無償で相続人などに引き継ぐことに対してかかる税金です。その引き継ぐ財産の中には相続税がかかる財産もあれば、かからない財産(非課税財産といいます)もあります。また、借入金や未払税金などのマイナス財産や、葬式費用はこれらの財産の総額から控除されます。

1. 相続税がかかる財産

相続税がかかる財産は、被相続人から相続や遺贈(遺言による財産承継)により 取得した財産です。ここでいう財産とは、金銭に見積もることができる経済的価値 があるすべてのものをいいます。具体的には、土地、借地権、家屋、立木、事業用 財産、有価証券(医療法人の出資持分を含む)、家庭用財産、貴金属、宝石、書画 骨董、預貯金、現金、貸付金債権(医療法人への貸付金を含む)などです。

また、被相続人が死亡したときに所有していた財産ではありませんが、相続税の計算上、相続財産とみなされて課税されるものがあります。具体的には次に掲げる財産です。

(1) 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産

死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた場合の死亡保険金などがこれに該当します。なお、死亡退職金や死亡保険金には一定額まで非課税となる措置が設けられています。

(2)被相続人から死亡前3年以内に贈与により取得した財産

相続や遺贈で財産を取得した者が、被相続人の死亡前3年以内に被相続人から 財産の贈与を受けている場合には、原則としてその財産の贈与された時の価額を 相続財産の価額に加算します。また、その際に納めた贈与税額がある場合には、 その額を納付する相続税額から控除します。

(3) 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産

被相続人から、生前、相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した場合には、その贈与財産の価額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して相続税額を計算します。

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合に、贈与者が死亡した場合の残額 被相続人から、生前、結婚・子育て資金の一括贈与を受けており、死亡日にそ の資金に残額がある場合には、その残額を相続財産の価額に加算します。